

【協定第36号】

商工観光の取扱いについて

商工観光の取扱いについて、下記のとおり報告します。

平成16年11月12日

白石・福富・有明3町合併協議会
会長 喜多輝昭

記

協 定 項 目	商工観光の取扱い
調 整 の 内 容	(2) 町単独事業については、従来からの経緯、実績などを尊重し、新町において調整する。
調整の具体的内容	1 中小企業融資制度については、合併時、白石町の例による。ただし、預託金額は新町において調整する。 2 企業誘致事業については、合併時、新町全体の均衡を保つよう調整する。
上記の内容の調整結果	1. 中小企業融資制度については、合併時、白石町中小企業小口資金融資条例を次の内容により制定し、町内中小企業の維持発展及び振興に努めます。 ① 預託金については、5,000万円とする。 ② 限度額については、運転資金(500万円)、設備資金(700万円)とする。ただし、運転資金、設備資金を併用し、貸付ける場合は、700万円を限度とする。 ③ 貸付期間については、運転資金(5年)、設備資金(7年)とする。ただし、貸付期間については、設備資金の貸付額が全体の2分の1を超えるときは、7年以内とする。 2. 企業誘致事業については、合併時、白石町企業設置奨励に関する条例を制定し、生活環境及び自然環境の保全に配慮しつつ、町内に工場又は事業場を新設し、又は増設することを奨励し、産業の振興と雇用の増大を図ります。 ① 新町における条例に基づき、企業誘致を促進する。